

**福島県では、原子力発電所事故の影響によるイノシシ・ツキノワグマ・キジ・ヤマドリ・カルガモ・ノウサギの出荷制限等がありますので、
狩猟者登録に当たっては十分に留意してください。（9ページ参照）**

※一度納付された狩猟税、狩猟者登録手数料については、返還できませんのでご注意ください。

令和7年度に他の都道府県から福島県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

令和7年度において、他の都道府県から福島県に入猟しようとする者の狩猟者登録に係る取扱いについては、次のとおりとする。

I 都道府県の狩猟者団体の会員である者が申請する場合

1 登録申請書類の送付先

〒960-8141 福島市渡利字七社宮102-1
一般社団法人 福島県猟友会（TEL024-523-0053）

※登録申請書等、各種様式は福島県自然保護課ホームページより入手できます。

2 提出書類

狩猟者登録申請書に記載する職業の分類は別表のとおり。

（1）狩猟者登録申請書

狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに、狩猟者登録申請書に必要事項を記載のうえ、以下の書類等を添付して提出してください。

（2）損害賠償に係る要件を備えていることを証する書面

次のいずれかの書類を添付してください。

- ① 一般社団法人大日本猟友会の狩猟災害共済事業の被共済者であることの証明書
- ② 損害保険会社の損害保険契約（狩猟に起因する事故のための損害賠償責任保険で、保険金額が3千万円以上であるもの）の被保険者であることの証明書
- ③ 上記①又②に準ずる資力信用に関する証明書。

（3）写真（サイズ：縦3.0cm×横2.4cm） 申請書毎1枚、狩猟者登録証用1枚

申請前6ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。必要枚数は、1種類の場合は計2枚、2種類の場合は計3枚、3種類の場合は計4枚となる。

なお、狩猟免許の備考欄に眼鏡等使用と記載されている方は、眼鏡等を使用して撮影した写真とする。

また、コンタクトレンズを着用している場合は、狩猟者登録申請書の「コンタクトレン

ズ着用」の□にレ印を付すこと。

(4) 網猟免許、わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で下記のいずれかに該当する場合は、そのことを証明する市町村長の発行する証明書。(※下記(5)の狩猟税の減免措置を受ける者のうち、非課税該当の場合は提出不要。)

- ① 控除対象配偶者及び扶養親族でない。
- ② 控除対象配偶者又は扶養親族であるが、農林水産業従事者である。
- ③ 控除対象配偶者又は扶養親族であるが、本年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族である。

(5) 減免措置対象者の要件に該当していることを証する書面

令和6年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置の対象者は、**別添1**の該当する減免措置に対応する書類を添付すること。

(6) 狩猟免許等

下記のいずれかの書類を提出すること。

- ① 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許に係る狩猟免許状（持参して提示）
- ② 規則第65条第4項の規定により再交付を受けた、狩猟者登録を受けようとする狩猟免許に係る狩猟免許状（当該登録年度に発行したものに限る。）（郵送可）
- ③ 一般社団法人大日本猟友会の会員である都道府県猟友会の会長が原本に相違ない旨を認めた狩猟免許状の写し（当該登録年度に発行したものに限る。）（郵送可）

3 受付期間

申請書の受付期間は10月1日からとし、県ホームページ上に掲載する。

なお、10月16日以降に申請書類を受け付けた場合には、狩猟解禁日（11月15日）までに狩猟者登録証等を送付できない場合がある。

4 狩猟税・狩猟者登録手数料の納付

(1) 納付の方法

狩猟税・狩猟者登録手数料の納付は、銀行振込によるものとし、2の書類の提出と併せて、次の振込先に納付すること（現金書留による納付も可）。

〔振込先〕	東邦銀行渡利支店	普通預金	口座番号106170
		一般社団法人福島県猟友会	

(2) 狩猟税

ア 納税義務

狩猟者登録を受ける者は、当該登録を受ける都道府県に対して狩猟税を納入しなければならない。

イ 減免措置

別添1「令和6年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受ける場合」に該当する場合は

狩猟税が非課税又は1／2減税となる。(別添1「2減免対象者の要件」参照)

※減免対象者であるか否かの判断は、狩猟者登録の申請時点で行う。

ウ 税額

区 分	税額 (円)	
	通常	1/2 減免
ア 第一種銃猟免許 に係る狩猟者の登録を受ける者で、イに掲げる者以外の者	16,500	8,200
イ 第一種銃猟免許 に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 ※上記2(4)の証明書を提出した者	11,000	5,500
ウ 網猟免許 又は わな猟免許 に係る狩猟者の登録を受ける者で、エに掲げる者以外の者	8,200	4,100
エ 網猟免許 又は わな猟免許 に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 ※上記2(4)の証明書を提出した者	5,500	2,700
オ 第二種銃猟免許 に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500	2,700

(3) 手数料

名 称	金額 (円)
狩猟者登録手数料 (登録を受ける狩猟免許1種類ごとに)	1,800
狩猟者変更登録手数料	1,800
狩猟者登録証再交付手数料	1,100
狩猟者記章再交付手数料	1,000

(4) 第一種銃猟免許所持者が空気銃を使用する場合の注意事項

- ① 空気銃のみを使用する場合は、第二種銃猟免許に係る狩猟者登録となる。この場合、第二種銃猟免許に係る狩猟者登録の狩猟税が課される。
- ② 同一の場所において、装薬銃及び空気銃を併せて使用する場合は、第一種銃猟免許に係る狩猟者登録となり、第二種銃猟免許に係る狩猟者登録は要さない。
- ③ 先に装薬銃の使用についてのみ第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受けた者が、その登録期間中に当該登録に係る場所において装薬銃に加えて空気銃を使用する場合は、届出が必要となる。この場合、第二種銃猟免許に係る狩猟者登録の狩猟税は課されない。
- ④ 先に第二種銃猟免許に係る狩猟者登録を受け、その登録期間中に、当該登録に係る場所において空気銃に加えて装薬銃を使用する場合は、新たに第一種銃猟免許に係る狩猟者登録

を要する（第二種銃猟免許に係る登録は抹消されない。）。この場合、新たに第一種銃猟免許（装薬銃）に係る狩猟者登録の狩猟税が課される。

5 狩猟者登録証等の送付

狩猟者登録時に交付される狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図については、着払いにより申請者（狩猟者団体等において取りまとめ、別紙「狩猟者登録申請書送付明細書」により一括申請があった場合は、その狩猟者団体等）の住所あてに送付する。

6 その他

- (1) 申請はできるだけ狩猟者団体等において取りまとめ、別紙「狩猟者登録申請書送付明細書」を添付して、一括送付すること。
- (2) 申請書に不備があるものは取扱いできないため、提出時に十分確認すること。
- (3) 狩猟者登録を受けた者は、登録証又は狩猟者記章を有効期間が終了した日から30日以内に県北地方振興局（Ⅱ 1 に記載）に返納し、併せて、当該登録に係る鳥獣の捕獲報告をすること。
- (4) 次の①～⑤に該当することになった場合は、下記Ⅱ－1の福島県県北地方振興局県民生活課（TEL024-521-2709（直通））へ事前連絡のうえ、所定の手続きを行うこと。
 - ① 狩猟者登録に係る狩猟免許の種類を変更する場合は、変更登録申請書に必要事項を記載の上、狩猟者登録手数料及び狩猟税に相当する県収入証紙を貼付し、写真（2（3）と同じ）を添付して、提出すること。
 - ② 狩猟者登録証の交付を受けた者が、その住所又は氏名を変更したときは、住所等変更届出書により、県北地方振興局に届け出ること。
 - ③ 上記2（5）により減免措置を受けた者が、該当する減免事由に係る登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく県北地方振興局に届け出ること。
 - ④ 登録証及び狩猟者記章を亡失又は汚損等したときは、再交付の申請又は亡失の届け出をすること。なお、汚損又は破損を理由とする再交付申請の場合は、汚損等した登録証等を添付すること。
 - ⑤ 亡失又は盗取により再交付を受けた後において亡失した登録証及び狩猟者記章を発見したときは、速やかに返納すること。

Ⅱ 都道府県の狩猟者団体の会員以外の者が申請する場合

1 登録申請書類の送付先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県北庁舎 4階
福島県県北地方振興局県民生活課（TEL024-521-2709（直通））

2 提出書類

I－2に同じ。

なお、狩猟者登録申請書には、下記4（2）（I－4（2）及び（3））に記載されている額の福島県収入証紙を貼付すること。（福島県収入証紙の購入方法については下記4（1）参照）

3 受付期間

I－3に同じ。

なお、持参する場合は土日祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 狩猟税・狩猟者登録手数料の納付

（1）福島県収入証紙の購入方法

福島県ホームページに福島県収入証紙売りさばき所が掲載されている。郵送による購入等については、各売りさばき所と相談の上購入すること。

【福島県収入証紙売りさばき所一覧】

インターネットから福島県 収入証紙で検索してください。

【郵送により福島県収入証紙を購入できる主な売りさばき所】

福島県庁内売店 （TEL024-522-0565）

（2）納付額

I－4（2）及び（3）に同じ。

※一度納付された狩猟税、狩猟者登録手数料については、返還できませんのでご注意ください。

5 狩猟者登録証等の送付

返信用封筒により簡易書留で送付するため、上記2の提出書類の他、角形2号の封筒に次のいずれか該当する額の郵便切手を貼付し、受取人の住所及び氏名を記載したものを併せて提出すること。

- ① 申請する狩猟免許の種類が1種類の場合 620円
- ② 申請する狩猟免許の種類が2種類又は3種類の場合 670円

6 その他

（1）申請書に不備があるものは取扱いできないため、提出時に十分確認すること。

（2）狩猟者登録を受けた者は、登録証又は狩猟者記章を有効期間が終了した日から30日以内に県北地方振興局に返納し、併せて、当該登録に係る鳥獣の捕獲報告をすること。

（3）I－6（4）に同じ

別表

職業分類表

番号	職業分類	内 容
1	専門的、技能的職業従事者	技能者、教育者（小・中・高・大学等）、医療保険技術者、芸術家、芸能家、研究者、裁判官、カメラマンなど
2	管理的職業従事者	管理的公務員、会社・団体の役員、その他の管理的職業従事者
3	事務従事者	会計事務員、作業的事務員、運輸・通信事務員、一般事務員
4	販売従事者	商品販売従事者、その他販売従事者
5	農林業作業者	農耕作業者、養蚕作業者、林業技術者、その他の農林業作業者
6	漁業作業者	漁業作業者
7	採鉱・採石作業者	採掘作業者、その他の採鉱・採石作業者
8	運輸・通信作業者	自動車・船舶・航空機運転従事者・その他運輸従事者
9	技能工・生産工程作業者	金属材料製造作業者、金属加工作業者、電気機械器具組立・修理作業者、輸送機械組立・修理作業者、計器・光学器械器具組立・修理作業者、その他の機械組立・修理作業者、製糸・紡織作業者、裁断・縫製作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者、パルプ・紙・紙製品製造作業者、印刷・製本作業者。ゴム・可塑物製品製造作業者、皮革・皮革製品製造作業者。飲食料品製造作業者、化学製品製造作業者、建設作業者、据付機械・建設機械運転作業者、電気作業者、技術補助工、その他技術工、生産工程作業者
10	単純労働者	短期間に習得でき、ほとんど独自の判断を必要とせず、また就業前の経験を必要としない簡単な作業に従事するもの
11	保安職業従事者	国家・社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などに従事するもの（駐留軍人を除く）
12	サービス職業従事者	個人家庭における家族サービスに従事するもの、個人の身のまわり用務・娯楽などの接客サービスに従事するもの、その他に分類されないサービスの仕事に従事するもの
13	分類不能の職業	職業はあるけれどもいずれの項目にも分類されないもの（駐留軍人はこの分類に入る）
14	無職	（勤労学生以外の学生はこの分類に入る）

別添 1 令和 6 年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受ける場合

以下のいずれかの区分に該当し狩猟税の減免措置を受ける場合は、該当する区分(複数該当する場合はそのうちの区分で狩猟者登録するかを申請時に選択(区分により狩猟税の減免措置が異なる。))に対応する書類を添付すること。

1 区分及び添付書類

(1) 対象鳥獣捕獲員である場合

福島県内の市町村長が作成した証明書

(2) 許可捕獲者である場合(福島県内において狩猟者登録の申請前 1 年以内に許可捕獲を行った者)

ア 許可捕獲等に係る法第 9 条第 7 項の許可証の写し

許可の目的は、鳥獣の管理(「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」、「特定計画に基づく数の調整」)の目的に限る。

なお、許可証を返納済みである等やむを得ない事情により許可証の写しを提出できない場合は、許可権者が証明する証明書(参考様式 1)

イ 捕獲等の結果を示す書面

原則として、当該許可証の「報告欄」に所要の記載をしたもの。許可捕獲実績が申請前 1 年以内のものかどうかを明示するため、報告欄の「備考」欄等に、実際に許可に係る捕獲等に従事した日付を記載すること。

なお、やむを得ない理由によりこの書面を提出できない場合は、許可証の「報告欄」と同等の内容(捕獲等実際に従事した日付を含むもの)を記載した書面を提出する。(参考様式 2)

(3) 許可を受けた者の従事者である場合(福島県内において狩猟者登録の申請前 1 年以内に許可捕獲に従事した者)

ア 従事者証の写し

許可の目的は、鳥獣の管理(「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」、「特定計画に基づく数の調整」)の目的に限る。

なお、従事者証を返納済みである等やむを得ない事情により従事者証の写しを提出できない場合は、許可権者が証明する証明書とする。(参考様式 3)

イ 従事者証に基づく捕獲等の結果(捕獲等の日時、場所、対象種、捕獲数、処置の概要)を記載した書類

許可を受けた者が作成するものとする。(参考様式 4)

※許可を受けた者の従事者自らが捕獲等の結果を記載した書類を作成した場合は受付できません。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合

ア 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証の写し。

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

規則様式第 16 の 2 により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成するもの。

ウ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業(認定を受けた

猟法・対象種等の認定の内容に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類

当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前1年以内に、福島県の区域内において実施されたものであって、かつ、法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。

エ 上記ウの事業に従事した際の従事者証の写し

従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記ウの事業に対応したものに限る。

2 減免対象者の要件

減免対象者であるか否かの判断は、**狩猟者登録の申請時点で行い**、申請書及びその添付書類に基づき審査する。

減免対象者		措置	減免対象者の要件
対象鳥獣捕獲員		非課税	狩猟者登録申請時において、鳥獣被害防止特措法に基づき福島県内の市町村長により指名又は任命されていること。
認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者		非課税	以下のすべての要件を満たす者。なお、②の従事者証が指定管理鳥獣捕獲等事業に係るもの（規則様式第2の3によるもの）であれば、④の要件は不要。 ①狩猟者登録申請時において、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であること ②狩猟者登録申請前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として、法に基づく認定鳥獣捕獲等事業の従事者証をもらって当該事業（申請前1年以内に、福島県の区域内において実施されたものであって、かつ、法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。）に従事したこと ③上記②の従事した区域が、福島県の区域内であること ④上記②の従事者証（指定管理鳥獣捕獲等事業に係る従事者証を除く）に係る捕獲等の許可の目的が、法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るもの
許可捕獲者	許可証を受けた者	1/2 減税	狩猟者登録の申請前1年以内（※1）に、法第9条第1項の許可（※2）を受け、当該許可に係る捕獲等をした者
	許可を受けた者の従事者	1/2 減税	狩猟者登録の申請前1年以内（※1）に、法第9条第1項の許可（※2）を受けた者（※3）の従事者（※4）として、鳥獣の捕獲等に従事した者

※1：ただし、申請前1年以内に行った許可捕獲を要件として、直近の狩猟期間について減税に係る狩猟者登録を受けた者は、申請前1年以内であって、かつ当該登録に係る申請書を提出した日から今般の申請書を提出する前日までの間。

※2：鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等に係るものであって、福島県知事の管轄する区域を対象とするものに限る。また、環境大臣・都道府県知事・市町村長のいずれが行う許可であっても対象となる。

※3：指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合において、許可を受けた者とみなされた者を含む。

※4：法第9条第8項に基づく従事者証（法第14条の2第9項に基づく従事者証も含む）をもらった者。

【福島県で狩猟を行う皆様へ】

注意

福島県では、福島第一原子力発電所事故の影響により、令和7年8月27日現在、下記の地域でイノシシ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カルガモ及びノウサギの肉について摂取制限若しくは出荷制限が指示されています。これらの地域で捕獲した鳥獣については、摂取若しくは出荷をしないように御協力をお願いします。

記

(イノシシ) 摂取制限→県北・相双地区

出荷制限→県内全域

(ツキノワグマ) 出荷制限→県北・県中・県南・会津・南会津地区

(キジ) (ヤマドリ) (カルガモ) (ノウサギ) 出荷制限→県内全域

※このほか、自家消費を控えるようお願いしている鳥獣又は区域があります。

※県では野生鳥獣の肉における放射線モニタリング調査を実施し、結果を福島県ホームページ等により公表しています。

詳細は「福島県自然保護課」のホームページ又はお電話にてお問い合わせください。

(問い合わせ先) 福島県自然保護課 電話 024-521-7210

